

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月12日
【四半期会計期間】	第103期第1四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)
【会社名】	株式会社 南日本銀行
【英訳名】	The Minami-Nippon Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 森 俊英
【本店の所在の場所】	鹿児島市山下町1番1号
【電話番号】	鹿児島(099)226-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画部長 斎藤 真一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区鍛冶町2丁目3番3号 神田中央通ビル3F 株式会社南日本銀行東京事務所
【電話番号】	東京(03)3258-7311
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 今井 博幸
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神2丁目14番2号) 株式会社南日本銀行熊本営業部 (熊本市下通1丁目7番20号) 株式会社南日本銀行宮崎支店 (宮崎市橘通東4丁目6番29号) 株式会社南日本銀行福岡支店 (福岡市博多区冷泉町10番21号) 株式会社南日本銀行東京支店 (東京都千代田区鍛冶町2丁目3番3号 神田中央通ビル3F)

(注) 宮崎支店・福岡支店・東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成21年度第1四半期 連結累計(会計)期間	平成22年度第1四半期 連結累計(会計)期間	平成21年度
		(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
経常収益	百万円	4,655	4,783	18,884
経常利益	百万円	501	335	970
四半期純利益	百万円	571	278	
当期純利益	百万円			1,158
純資産額	百万円	31,605	30,990	31,064
総資産額	百万円	651,144	671,288	668,826
1株当たり純資産額	円	205.04	197.54	195.82
1株当たり四半期純利益 金額	円	6.25	2.69	
1株当たり当期純利益 金額	円			10.98
潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額	円	4.48	1.75	
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円			7.53
自己資本比率	%	4.8	4.61	4.64
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,426	535	2,276
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	5,355	1,500	9,546
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	2	344	10
現金及び現金同等物 の四半期末(期末)残高	百万円	18,695	12,965	15,346
従業員数	人	823	800	772

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	800 [241]
---------	--------------

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員243人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	773 [213]
---------	--------------

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員213人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当第1四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間の経営成績につきましては、以下の通りとなりました。

経常収益は、貸出金利息等の資金運用収益及び有価証券運用益の増加により、前第1四半期連結会計期間に比べ1億2千8百万円増加して47億8千3百万円となりました。

経常費用は、個別貸倒引当金繰入額などの与信費用の増加により、前第1四半期連結会計期間に比べ2億9千5百万円増加して44億4千8百万円となりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間の経常利益は3億3千5百万円、四半期純利益は2億7千8百万円となりました。

また、当第1四半期連結会計期間末の財政状態につきましては、以下の通りとなりました。

総資産はコールローン及び国債の増加などから前連結会計年度末に比べ24億6千2百万円増加し、6,712億8千8百万円となりました。

預金は、個人預金等の増加などから前連結会計年度末に比べ21億6千6百万円増加し、6,227億6千8百万円となりました。

貸出金は、中小企業・個人向けの中・小口貸出しや住宅ローン等を中心に増強を図りましたが、前連結会計年度末に比べ49億1百万円減少し、5,008億7千5百万円となりました。

有価証券は、前連結会計年度末に比べ36億8千3百万円増加し、832億9千6百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第1四半期連結会計期間の資金運用収益は、貸出金利息の増加等により前第1四半期連結会計期間に比べて1億1千7百万円増加して39億6千2百万円となりました。一方、資金調達費用は、預金利息の減少等により前第1四半期連結会計期間に比べて1億円減少して3億3千9百万円となりました。

この結果、資金運用収支は前第1四半期連結会計期間と比べ2億1千7百万円増加して36億2千2百万円となりました。

役務取引等収支は、前第1四半期連結会計期間と比べて1千7百万円減少して4千3百万円となりました。

その他業務収支は、前第1四半期連結会計期間に比べて1億8千6百万円増加して1億5千5百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結会計期間	3,376	29		3,405
	当第1四半期連結会計期間	3,594	28		3,622
うち資金運用収益	前第1四半期連結会計期間	3,811	37	3	3,845
	当第1四半期連結会計期間	3,929	34	1	3,962
うち資金調達費用	前第1四半期連結会計期間	435	7	3	439
	当第1四半期連結会計期間	335	6	1	339
役務取引等収支	前第1四半期連結会計期間	60	0		60
	当第1四半期連結会計期間	44	0		43
うち役務取引等収益	前第1四半期連結会計期間	387	1		388
	当第1四半期連結会計期間	366	0		367
うち役務取引等費用	前第1四半期連結会計期間	327	1		328
	当第1四半期連結会計期間	322	1		323
その他業務収支	前第1四半期連結会計期間	9	21		31
	当第1四半期連結会計期間	111	43		155
うちその他業務収益	前第1四半期連結会計期間	0			0
	当第1四半期連結会計期間	114	43		158
うちその他業務費用	前第1四半期連結会計期間	10	21		31
	当第1四半期連結会計期間	2			2

- (注) 1. 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社の業務、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。
 2. 「相殺消去額」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借利息であります。
 3. 資金調達費用は、金銭の信託見合費用(前第1四半期連結会計期間1百万円、当第1四半期連結会計期間0百万円)を控除して表示しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、前第1四半期連結会計期間と比べ2千1百万円減少し、3億6千7百万円となりました。
役務取引等費用は、前第1四半期連結会計期間と比べ5百万円減少し、3億2千3百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第1四半期連結会計期間	387	1		388
	当第1四半期連結会計期間	366	0		367
うち預金・貸出業務	前第1四半期連結会計期間	166			166
	当第1四半期連結会計期間	163			163
うち為替業務	前第1四半期連結会計期間	145	1		146
	当第1四半期連結会計期間	142	0		143
うち証券関連業務	前第1四半期連結会計期間	28			28
	当第1四半期連結会計期間	30			30
うち代理業務	前第1四半期連結会計期間	24			24
	当第1四半期連結会計期間	18			18
うち保護預り・貸金庫業務	前第1四半期連結会計期間	3			3
	当第1四半期連結会計期間	3			3
うち保証業務	前第1四半期連結会計期間	2			2
	当第1四半期連結会計期間	2			2
役務取引等費用	前第1四半期連結会計期間	327	1		328
	当第1四半期連結会計期間	322	1		323
うち為替業務	前第1四半期連結会計期間	37	1		38
	当第1四半期連結会計期間	35	1		36

(注) 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社の業務、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第1四半期連結会計期間	599,416	3,357		602,773
	当第1四半期連結会計期間	619,598	3,170		622,768
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間	178,587			178,587
	当第1四半期連結会計期間	186,483			186,483
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間	415,454			415,454
	当第1四半期連結会計期間	428,727			428,727
うちその他	前第1四半期連結会計期間	5,374	3,357		8,731
	当第1四半期連結会計期間	4,388	3,170		7,558
総合計	前第1四半期連結会計期間	599,416	3,357		602,773
	当第1四半期連結会計期間	619,598	3,170		622,768

- (注) 1. 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社の業務、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。
2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年6月30日		平成22年6月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	487,686	100.00	500,875	100.00
製造業	32,764	6.72	32,047	6.40
農業、林業	3,949	0.81	4,432	0.88
漁業	2,690	0.55	3,570	0.71
鉱業、採石業、砂利採取業	47	0.01	45	0.01
建設業	31,969	6.55	31,692	6.33
電気・ガス・熱供給・水道業	759	0.15	1,045	0.21
情報通信業	1,384	0.28	1,216	0.24
運輸業、郵便業	11,642	2.39	12,255	2.45
卸売業、小売業	57,684	11.83	59,472	11.87
金融業、保険業	14,325	2.94	12,954	2.59
不動産業、物品賃貸業	44,760	9.18	56,140	11.21
その他の各種サービス業	78,404	16.08	83,694	16.71
地方公共団体	13,563	2.78	14,186	2.83
その他	193,738	39.73	188,122	37.56
海外及び特別国際金融取引勘定分				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	487,686		500,875	

(注) 国内とは当行及び連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加額の減少などから前第1四半期連結会計期間と比べ19億6千1百万円減少して5億3千5百万円のマイナスとなりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却の増加などから前第1四半期連結会計期間と比べ38億5千5百万円増加して15億円のマイナスとなりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払額の増加などから前第1四半期連結会計期間と比べ3億4千2百万円減少して3億4千4百万円のマイナスとなりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度と比較して23億8千万円減少して129億6千5百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	320,000,000
優先株式	320,000,000
計	320,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	80,964,300	同左	福岡証券取引所	(注2)
A種優先株式(注1)	30,000,000	同左	非上場	(注3、4)
計	110,964,300	同左	-	-

注1. A種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2. 権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は、1,000株であります。また、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

(1) A種優先株式は、取得価額が株価の変動による取得価額の変動により修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動します。

(2) 行使価額修正条項の内容

修正基準

取得価額の修正は、取得請求期間において別途定める一定の期間の終値の平均値に相当する金額に修正されますが、下限取得価額（発行決議日からの5連続取引日における終値の平均値の50%に相当する金額）を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とされます。なお、別途定める調整事由が生じた場合は、取締役会が適当と判断する金額に調整されます。別途定める調整事由については、下記(注)4.(8) 取得価額の調整に記載のとおりであります。

修正頻度

取得価額の修正は、毎月第3金曜日の翌日以降、1ヵ月1回の頻度で行います。

(3) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利行使に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取り決めはありません。

(4) 当行の株券の売買に関する事項について、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取り決めはありません。

(5) A種優先株式は、当行が、平成31年4月1日以降、取締役会が別に定める日の到来をもって法令上可能な範囲で全部または一部を取得できる旨の条項を定めております。

4. 単元株式数は、1,000株であり、議決権はありません。議決権を有しないこととしている理由は、資本増強にあたり既存の株主への影響を考慮したためであります。なお、提出日現在、A種優先株式の普通株式への転換はありません。また、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。

A種優先株式の内容は下記のとおりであります。

(1) A種優先配当金

当銀行は、定款第37条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」とい

う。)および普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当年率(以下、「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)(以下、「A種優先配当金」という。)の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して(5)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) A種優先配当年率

平成21年3月31日に終了する事業年度に係るA種優先配当年率

A種優先配当年率 = 初年度A種優先配当金 ÷ A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)

上記の算式において、初年度A種優先配当金とは、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める日本円TIBOR(12ヶ月物)(ただし、A種優先株式の発行決議日をA種優先配当金年率決定日として算出する。)に、1.05%を加えた割合(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を乗じて得られる数を、365で除して算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率

A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(12ヶ月物) + 1.05%

なお、平成21年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日)(以下「A種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーカー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters 3,750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、A種優先配当年率は8%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) A種優先中間配当金

当銀行は、定款第38条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下、「A種優先中間配当金」という。)を支払う。

(6) 残余財産の分配

残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

経過A種優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下、「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対

してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

A種優先株主は、下記 に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して、自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、A種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。

取得を請求することができる期間

平成24年10月1日から平成36年3月31日まで（以下、「取得請求期間」という。）とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記 ないし に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、証券会員制法人福岡証券取引所（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下、「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記 に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

A種優先株式の発行決議日から（当日を含まない。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）における終値の平均値の50%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。）を「下限取得価額」という。（ただし、下記 による調整を受ける。）

取得価額の調整

イ．A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

() 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下 において同じ。）その他の証券（以下、「取得請求権付株式等」という。）、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下、「取得条項

付株式等」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

() 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当銀行の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

() 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記二.に定義する意味を有する。以下、本()、下記()および()ならびに下記八.()において同じ。)をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下、「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

() 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.またはロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下、「修正日」という。)における修正後の価額(以下、「修正価額」という。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下、「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日前に上記()または本()による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記()による取得価額の修正が行なわれている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記()による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

() 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()または()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。

() 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数(効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株

式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ．上記イ.()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限現取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。

ハ．()取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本 に準じて調整する。

()取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

()取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.()ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.() (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.() (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.() または()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。

()取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.()の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.()および()の場合には0円、上記イ.()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合には修正価額)とする。

ニ．上記イ.()ないし()および上記ハ.()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

ホ．上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.()に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ．上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト．取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額((10) に定める一斉取得価額を含む。以下、本 において同じ。)は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(9) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成31年4月1日以降、取締役会が別に定める日(以下、「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日(開催日を含む。)の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。

この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得すると引換えに、下記 に定める財産をA種優先株主に対し

て交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も(8)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

取得と交換に交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本において、(6)に定める経過A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行なわれる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読替えて、経過A種優先配当金相当額を計算する。

(10) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないA種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日(以下、「一斉取得日」という。)をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記に定める普通株式の時価(以下、「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値(終値が算出されない日を除く。)に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (平成22年1月1日から 平成22年3月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	-	110,964	-	16,601,420	-	7,500,156

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握していません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年3月31日現在の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 30,000,000	-	(注1)
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 308,000 (相互保有株式) 普通株式 90,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 79,512,000	79,512	(注2)
単元未満株式	普通株式 1,054,300	-	一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	110,964,300	-	-
総株主の議決権	-	79,512	-

(注)1. A種優先株式の内容については、「1. 株式等の状況(1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

2. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株含まれております。また「議決権の数」の欄に完全議決権株式に係る議決権の数が3個含まれております。

【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社南日本銀行	鹿児島市山下町1番1号	308,000	-	308,000	0.27
(相互保有株式) 南日本バンクカード株式 会社	鹿児島市中央町26番18号	90,000	-	90,000	0.08
計	-	398,000	-	398,000	0.35

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

(1) 普通株式

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	205	202	198
最低(円)	193	183	185

(注) 最高・最低株価は福岡証券取引所におけるものであります。

(2) A種優先株式

A種優先株式は、非上場であるため該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)及び前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき作成し、当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)及び前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
現金預け金	14,372	16,784
コールローン及び買入手形	56,000	48,100
商品有価証券	146	138
金銭の信託	-	1,825
有価証券	83,296	79,613
貸出金	¹ 500,875	¹ 505,776
外国為替	220	226
リース債権及びリース投資資産	924	868
その他資産	3,145	2,765
有形固定資産	² 12,244	² 12,341
無形固定資産	753	725
繰延税金資産	8,199	8,367
支払承諾見返	3,400	3,438
貸倒引当金	11,648	11,534
投資損失引当金	643	609
資産の部合計	671,288	668,826
負債の部		
預金	622,768	620,602
コールマネー及び売渡手形	265	279
借入金	1,501	1,501
外国為替	-	0
社債	1,500	1,500
その他負債	2,905	2,495
退職給付引当金	5,200	5,032
役員退職慰労引当金	208	430
睡眠預金払戻損失引当金	225	225
偶発損失引当金	277	212
再評価に係る繰延税金負債	2,044	2,044
負ののれん	0	0
支払承諾	3,400	3,438
負債の部合計	640,297	637,761
純資産の部		
資本金	16,601	16,601
資本剰余金	8,905	8,905
利益剰余金	956	1,032
自己株式	178	178
株主資本合計	26,284	26,360
その他有価証券評価差額金	2,022	2,019
繰延ヘッジ損益	0	0
土地再評価差額金	2,684	2,684
評価・換算差額等合計	4,705	4,703
純資産の部合計	30,990	31,064
負債及び純資産の部合計	671,288	668,826

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
経常収益	4,655	4,783
資金運用収益	3,845	3,962
(うち貸出金利息)	3,327	3,360
(うち有価証券利息配当金)	407	435
役務取引等収益	388	367
その他業務収益	0	158
その他経常収益	420	295
経常費用	4,153	4,448
資金調達費用	440	339
(うち預金利息)	410	312
役務取引等費用	328	323
その他業務費用	31	2
営業経費	2,928	3,001
その他経常費用	424	780
経常利益	501	335
特別利益	0	21
償却債権取立益	0	20
その他の特別利益	-	1
特別損失	0	13
固定資産処分損	0	0
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	12
税金等調整前四半期純利益	501	343
法人税、住民税及び事業税	14	11
法人税等調整額	78	53
法人税等合計	63	65
少数株主損益調整前四半期純利益		278
少数株主損失()	7	-
四半期純利益	571	278

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	501	343
減価償却費	185	237
負ののれん償却額	0	0
持分法による投資損益(は益)	0	0
貸倒引当金の増減()	457	113
投資損失引当金の増減額(は減少)	2	34
退職給付引当金の増減額(は減少)	199	168
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	57	221
偶発損失引当金の増減()	29	65
資金運用収益	3,845	3,962
資金調達費用	440	339
有価証券関係損益()	129	367
金銭の信託の運用損益(は運用益)	235	4
為替差損益(は益)	13	18
固定資産処分損益(は益)	0	0
貸出金の純増()減	2,384	4,900
預金の純増減()	7,492	2,166
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	52	31
コールローン等の純増()減	7,000	7,900
コールマネー等の純増減()	891	13
外国為替(資産)の純増()減	18	6
外国為替(負債)の純増減()	-	0
リース債権及びリース投資資産の純増()減	191	56
資金運用による収入	3,732	3,832
資金調達による支出	391	342
その他	403	92
小計	1,451	518
法人税等の支払額	24	16
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,426	535
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	11,553	10,827
有価証券の売却による収入	339	5,082
有価証券の償還による収入	5,980	2,514
金銭の信託の減少による収入	-	1,829
有形固定資産の取得による支出	38	18
有形固定資産の売却による収入	0	-
無形固定資産の取得による支出	82	81
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,355	1,500
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	0	343
自己株式の取得による支出	2	0
自己株式の売却による収入	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	2	344
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,931	2,380
現金及び現金同等物の期首残高	22,627	15,346
現金及び現金同等物の四半期末残高	18,695	12,965

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p style="text-align: center;">当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日至平成22年6月30日)</p>
<p>会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>1「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間から「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用しております。 これによる損益への影響はありません。</p> <p>2「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当第1四半期連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、経常利益は0百万円、税金等調整前四半期純利益は13百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は19百万円であります。</p> <p>3「企業結合に関する会計基準」等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)を適用し、連結子会社の資産及び負債の評価方法を部分時価評価法から全面時価評価法に変更しております。 これによる四半期連結財務諸表への影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1. 貸倒引当金の計上方法	「破綻先」、「実質破綻先」に係る債権等で個別の予想損失額を引き当てている債権等以外の債権に対する貸倒引当金につきましては、平成22年3月期の予想損失率を適用して計上しております。
2. 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断につきましては、一時差異の発生状況について前連結会計年度末から大幅な変動がないと認められるため、同年度末の検討において使用した将来の業績予測及びタックス・プランニングの結果を適用しております。

【四半期連結財務諸表作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																
<p>1. 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>破綻先債権額</td> <td>5,035百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td>21,681百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>177百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額 6,485百万円</p>	破綻先債権額	5,035百万円	延滞債権額	21,681百万円	3ヵ月以上延滞債権額	-百万円	貸出条件緩和債権額	177百万円	<p>1. 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>破綻先債権額</td> <td>5,324百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td>20,478百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>180百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額 6,398百万円</p>	破綻先債権額	5,324百万円	延滞債権額	20,478百万円	3ヵ月以上延滞債権額	-百万円	貸出条件緩和債権額	180百万円
破綻先債権額	5,035百万円																
延滞債権額	21,681百万円																
3ヵ月以上延滞債権額	-百万円																
貸出条件緩和債権額	177百万円																
破綻先債権額	5,324百万円																
延滞債権額	20,478百万円																
3ヵ月以上延滞債権額	-百万円																
貸出条件緩和債権額	180百万円																

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
<p>1. その他経常費用には、貸出金償却5百万円、貸倒引当金繰入額288百万円、貸出債権売却による損失8百万円及び株式等償却3百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他経常費用には、貸出金償却1百万円、貸倒引当金繰入額603百万円及び株式等償却25百万円を含んでおります。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)																				
<p>1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)</p> <p>平成21年6月30日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>20,311</td> </tr> <tr> <td>普通預け金</td> <td>1,470</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>その他の預け金</td> <td>136</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>18,695</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	20,311	普通預け金	1,470	定期預け金	8	その他の預け金	136	現金及び現金同等物	18,695	<p>1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)</p> <p>平成22年6月30日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>14,372</td> </tr> <tr> <td>普通預け金</td> <td>1,240</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>その他の預け金</td> <td>157</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>12,965</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	14,372	普通預け金	1,240	定期預け金	8	その他の預け金	157	現金及び現金同等物	12,965
現金預け金勘定	20,311																				
普通預け金	1,470																				
定期預け金	8																				
その他の預け金	136																				
現金及び現金同等物	18,695																				
現金預け金勘定	14,372																				
普通預け金	1,240																				
定期預け金	8																				
その他の預け金	157																				
現金及び現金同等物	12,965																				

(株主資本等関係)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

当第1四半期連結会計期間末株式数	
発行済株式	
普通株式	80,964
種類株式	30,000
合計	110,964
自己株式	
普通株式	323
種類株式	-
合計	323

2.新株予約権及び自己新株式予約権に関する事項

該当事項はありません。

3.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	80	1.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年6月29日 定時株主総会	A種優先株式	273	9.10	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

連結会社は銀行業以外に一部でリース等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

在外子会社及び在外支店等がないため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはリース業務等が含まれております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日現在)

企業集団の事業の運営において重要なものとなっておりますが、前連結会計年度の末日に比して著しい変動はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末

1. 企業集団の事業の運営において重要なものであることから記載しております。
2. 四半期連結貸借対照表の「有価証券」を記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成22年6月30日現在)

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
地方債	300	306	6
社債	198	201	2
その他	2,779	2,555	224
合計	3,278	3,062	215

(注) 時価は、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成22年6月30日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	14,119	14,542	423
債券	52,139	53,376	1,236
国債	42,836	43,949	1,112
地方債	899	933	33
社債	8,403	8,493	90
その他	8,986	9,992	1,006
合計	75,245	77,912	2,666

(注) 1. 四半期連結貸借対照表計上額は、株式及び受益証券については、当四半期連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当第1四半期連結累計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当第1四半期連結累計期間における減損処理額は、株式25百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

時価の下落率が50%以上の場合、

時価の下落率が30%以上50%未満の場合、下記イ～ハの何れかに該当する場合は回復可能性があるとは認められないと判断し、減損処理を行う。

イ. 株式の時価が過去2年間にわたり、30%以上下落した状態にある場合、

ロ. 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合、

ハ. 株式の発行会社が2期連続で損失を計上しており、翌期も連続して損失を計上すると予想される場合、

時価の下落率が30%未満の場合には、著しく下落には該当せず、減損処理は行わない。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当四半期連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって四半期連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって四半期連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は419百万円増加、「繰延税金資産」は167百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は251百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、客観的に信頼性がある者で当行から独立した第三者であるブローカーより入手した価額としております。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

企業集団の事業の運営において重要なものとなっておりますが、前連結会計年度の末日に比して著しい変動はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	197.54	195.82

2. 1株当たり四半期純利益金額等

		前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	円	6.25	2.69
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	4.48	1.75

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益	百万円	571	278
普通株主に帰属しない金額	百万円	68	61
うち優先株式に係る金額	百万円	68	61
普通株式に係る四半期純利益	百万円	503	217
普通株式の期中平均株式数	千株	80,660	80,641
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益調整額	百万円	68	61
うち支払利息(税額相当額控除後)	百万円		
うち優先株式に係る金額	百万円	68	61
普通株式増加数	千株	47,021	78,534
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要			

(注) 前第1四半期連結累計期間の当該優先配当額は、平成22年3月31日を基準日として配当を予定している額のうち、前第1四半期連結累計期間に帰属するものとして算定された額を記載しております。

また、当第1四半期連結累計期間の当該優先配当額は、平成23年3月31日を基準日として配当を予定している額のうち、当第1四半期連結累計期間に帰属するものとして算定された額を記載しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月11日

株式会社南日本銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 元治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 祐二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社南日本銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社南日本銀行及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月11日

株式会社南日本銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 元治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 祐二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社南日本銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社南日本銀行及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。